

慶應義塾「未来先導国際奨学生」2026 年度募集要項

1. 応募資格 :

- ① 学業成績・人物ともに特別に優秀な留学生で、応募の時点で、次の各号のすべてに該当する者
 - 1 2026 年 4 月または 9 月に、慶應義塾大学大学院各研究科に入学を希望する者、または 2027 年 4 月に慶應義塾大学院各研究科に入学を希望する者で、研究科の推薦を受けた者。
 - 2 修士課程、博士課程または専門職学位課程に正規生として入学を希望する者。
 - 3 外国において、学校教育における 15 年以上の課程を修了し、大学学部を卒業した者、または、慶應義塾大学入学前までに大学学部を卒業見込みの者またはこれに準ずる者。ただし、日本の大学学部を卒業または卒業見込みの者はこれに該当しない。
- ②他の奨学生を受給しない者
 - ③ダブルディグリー制度による受入留学生（以下「DD 受入留学生」）も応募できる。

※なお、奨学生の間、6 ヶ月を超えて海外に滞在することはできない。

2. 奨学生額 :

- (ア) 慶應義塾大学における学費：全額（ただし、DD 受入留学生には支給しない）
- (イ) 生活費：月額 200,000 円
- (ウ) 渡航費補助を含む留学準備一時金：150,000 円

3. 給付期間 :

- ・ 研究科に入学後、修士課程の学生は 2 年間、博士課程・専門職学位課程の学生は 3 年間を上限とする。ただし、右給付期間内に給付時の在籍課程の学位を取得した場合はその取得時まで、標準修業年限を終える場合は標準修業年限を終える時までとする。
- ・ DD 受入留学生は慶應義塾大学院に在籍し同大学院の学位プログラムを履修している期間に限る。

4. 募集人数 :

若干名

5. 応募書類および応募期限 :

所定の履歴書とその他必要書類を、入学を希望する研究科に提出すること。ただし、必要書類と応募期限は研究科により異なるため、本奨学生の Web サイトを参照のこと。

https://www.ic.keio.ac.jp/intl_student/scholarship/dfaward.html

※なお、研究科の入学試験出願書類を本奨学生の応募書類の一部として利用することがある。応募書類は一切返却しない。

6. 選考方法 :

第一次選考：研究科ごとに候補者を選抜し、本大学に設置する未来先導国際奨学生運営委員会（以下、運営委員会）に推薦する。

第二次選考：運営委員会が、選考（書類および面接）をし、奨学生を決定する。

なお、面接は 2025 年 12 月 6 日（土）（東京・三田キャンパス）を予定しているが、詳細については、候補者に個別に連絡をする。

7. 面接方法：言語は日本語もしくは英語のうち、希望する言語を選択することができる。

日本国外在住者は、オンラインで面接を行うことができる。

この場合は Web カメラならびにマイクを各自用意のこと。また、事前にシステム動作の確認日を設ける。

8. 選考結果通知：事務局から面接受験者全員に通知する。

9. 未来先導国際奨学生受給資格と大学院入試について

未来先導国際奨学生の選考に合格した場合であっても、大学院入試に不合格だった場合または指定した時期および課程に入学しなかった場合には未来先導国際奨学生の受給資格を失う。

10. 奨学金の給付：

生活費は、月ごとに、在籍確認のうえ本人に支給する。留学準備一時金は初回の振り込みの際に支給する。

生活費および留学準備一時金は日本国内の銀行口座に振り込む。海外送金はできない。入国しておらず日本の銀行口座を所持していない場合は、銀行口座を開設した後、振り込みを開始する。

11. 異動届出：

奨学生は、次の各号の一に該当する場合は直ちに運営委員会に届け出なければならない。

- ① 休学あるいは退学をしたとき。
- ② 停学等の処分を受けたとき。
- ③ 本人の氏名、住所その他重要な事項に変更のあったとき。

12. 奨学金の休止および停止：

(1) 休学またはその他の事由により、奨学生が長期にわたって学業の継続が不可能であると運営委員会が判断したときは、奨学生の給付を休止する。

(2) 奨学生の学業または性行などの状況により、必要があると運営委員会が認めたときは、奨学生の給付を停止することがある。

13. 奨学金の復活：

上記12. により奨学生の給付を休止または停止された者が、その事由が止んで願い出たときは、運営委員会の判断により、奨学生の給付を復活することがある。

14. 奨学金の中止および返還：

奨学生が次の各号の一に該当すると運営委員会が認めるときは、奨学生の給付を中止し、すでに給付した金額の全部もしくは一部を返還させることがある。

- ① 学業成績が不良となった場合
- ② 上記1. に示した奨学生としての資格を失った場合
- ③ 学則に基づく退学、停学の場合
- ④ 申請書および提出書類の記載内容に虚偽があった場合
- ⑤ 正当な理由がなく上記11. の届出を怠った場合
- ⑥ その他奨学生として不適当と認められた場合

15. その他詳細：

本奨学生のWebサイトを確認のこと。

https://www.ic.keio.ac.jp/intl_student/scholarship/dfaward.html

問い合わせ先

慶應義塾大学未来先導国際奨学生 事務局（学生部福利厚生支援担当 内）

EMAIL ic-scholarship@adst.keio.ac.jp

以上